

3月末・4月初め

土曜日・日曜日の

窓口サービスののご案内

転入や転出・転居などが増える3月末から4月初めの土・日曜日は、臨時の開庁を行いますので、ご利用ください。

▼利用できる日時

3月28日(土)・29日(日)
4月4日(土)・5日(日)

午前8時30分～午後5時15分

▼取扱窓口

本庁舎1階町民課

▼取扱業務

ただし、内容によって手続きが完了できない場合があります。詳細はお問い合わせください。

※町税等を納付する場合は、必ず納付書をご持参ください。
国税(所得税等)県税(自動車税)は納付できません。

※国府支所では、3月28日(土)及び4月4日(土)の午前9時から正午まで、住民票・印鑑登録証明書の発行のみを行います。

町民課 戸籍係
町民課 保険年金係

取 扱 業 務	取扱窓口
税金などの納付	町民課 戸籍係
証明書等交付	町民課 戸籍係
申請・届出など	町民課 保険年金係

町民課 内線272・274

児童扶養手当と公的年金の併給について

児童扶養手当法改正により、公的年金(遺族年金、障害年金、老年年金、遺族補償など)の月額が、児童扶養手当の月額よりも低い方は、その差額分を受給できるようになりました。

平成26年12月分から差額を受給するためには、3月31日(火)までに申請することが必要です。なお、4月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月分からの支給となります。

該当すると思われる方は、お問い合わせください。

子育て支援課 内線306

原動機付自転車(125cc以下)等の廃車手続き

内 容	必要なもの
○使用しなくなったとき ○町外に転出するとき ○他人に譲るとき	・所有者の印鑑 ・交付を受けた標識(ナンバープレート) ・標識交付証明書
○紛失してしまったとき	・所有者の印鑑 ・標識交付証明書
○盗難にあったとき	・「紛失してしまったとき」と同じ ・警察に届出をした受理番号、届出日、届出警察署名

※標識を紛失した場合は、200円の弁償金がかかります。

税務課 内線253・254

湘南自動車検査登録事務所
050(5540)2038
軽自動車検査協会
050(3816)3119
二輪(125ccを超えるもの)
三輪・四輪(60cc以下)
原動機付自転車(125cc以下) 税務課

バイクや軽自動車の廃車等の手続きはお済みですか?

バイクや軽自動車は、その年の4月1日に名義が登録されている方に1年分の税金が課税されます。廃車や名義変更は、3月末日までに行ってください。

医療と介護の負担が高額となった世帯の方へ

高額医療・高額介護 合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療費と介護費の両方に自己負担があり、その合算額(高額療養費・高額介護(予防)サービス費で給付された額を除く。)が自己負担限度額を超える世帯に対し、限度額を超えた金額を給付する制度です。

① 保険の変更があった方
・市町村間で転居した方
・75歳の誕生日を迎えた方
② 住所地特例認定を受けている方
ご自身が該当すると思われる場合には、平成26年7月31日に加入していた医療保険の窓口までお問い合わせください。

▼対象
平成25年8月1日～平成26年7月31日の医療費及び介護費

▼申請先
平成26年7月31日時点で、加入していた医療保険の窓口で申請してください。

▼国民健康保険・後期高齢者医療制度加入世帯の方へ
給付の対象となる方には、準備が整い次第、申請のご案内をお送りします。

▼ご案内をお送りできない方
平成25年8月1日～平成26年7月31日に次に該当する場合は、ご案内をお送りすることができません。

自己負担限度額

(平成25年8月～平成26年7月の医療+介護の自己負担額)

区分	70歳未満	70～74歳(国保)	75歳以上(後期)
上位所得者	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
低所得者	34万円	31万円	31万円
		19万円	19万円

※低所得者の区分Ⅱ、Ⅰについての詳細はお問い合わせください。
※平成26年8月に自己負担金額の改正が行われましたが、平成25年度の計算期間は上記の額で計算が行われております。

町民課 内線275